

農業分野におけるA I・データに関する 契約ガイドラインについて

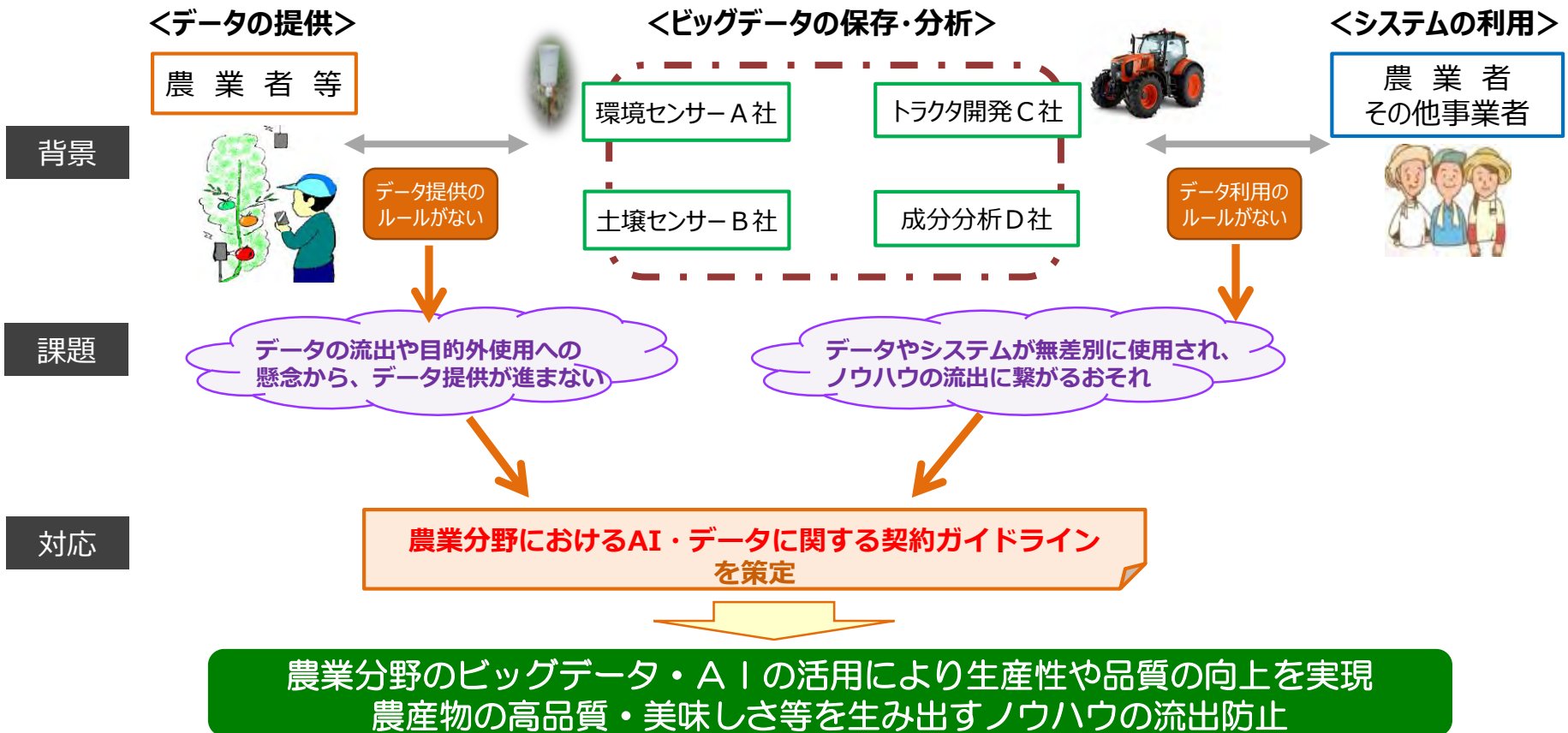


農林水産省
食料産業局知的財産課

1 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて

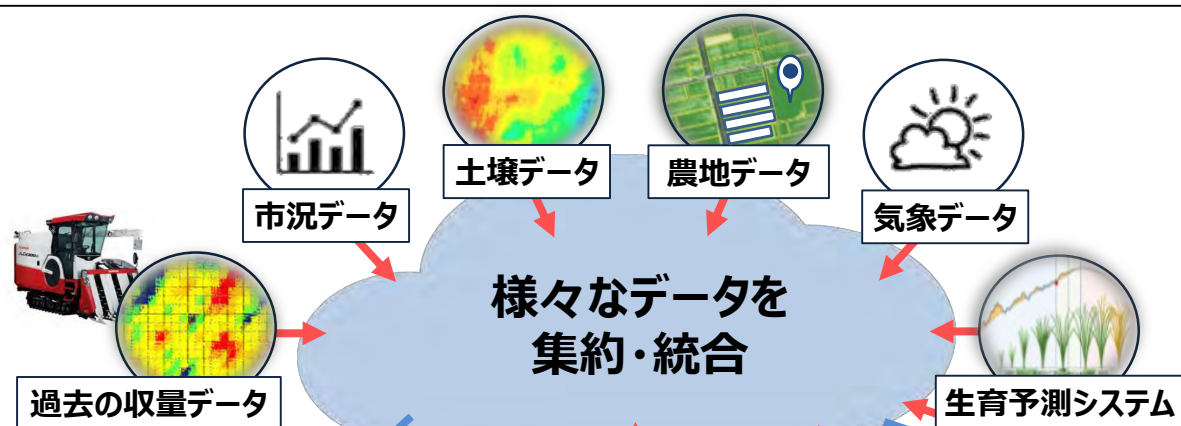
(1) 農業分野におけるデータ利活用促進とノウハウ保護のルール作り

- 農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在していないことや、データの流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれ等の懸念が、農業者によるデータ利活用の際の足かせとなっている。
- 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、農業者が安心してデータを提供できる契約のルール作りを早急に進めるべく、平成30年12月に「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」を策定した。
- さらに、農業分野におけるA Iを含むICTを活用する研究開発段階及び利用段階における契約のガイドラインを新たに追加し、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」として一体化し、令和2年3月に公表。



【参考】データを活用した農業の将来像

農業現場における**生産性を飛躍的に高める**ためには、**データをフル活用**できる環境を整備することが不可欠。

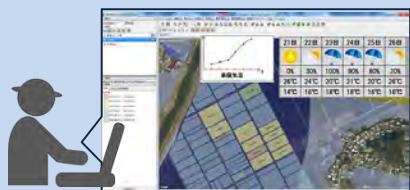


データをフル活用することにより、
これまで達成できなかった
**生産性の飛躍的向上、
高品質な農産物の安定生産**
などを実現する。

様々なデータを有効活用することにより、作業の効率化やコスト削減を実現

作業中に得たデータをフィードバックし、作業効率の更なる向上に活用

・ 営農形態に応じた最適な
作業計画
⇒ **作業効率や収益を
最大化**



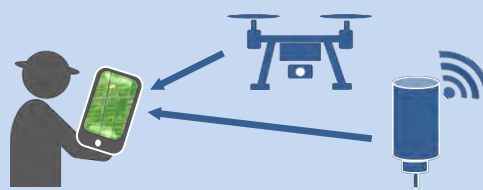
作業計画の策定

・ 農作業の自動化
⇒ **作業効率を大幅に
向上**



耕起・播種・移植

・ スマホでの生育状況確認
・ ピンポイント農薬散布、可変施肥
⇒ **作業時間や労力を大幅に削減**
⇒ **資材コストを大幅に削減**



生育管理

・ 適期収穫
・ 高品質な農産物の安定出荷
⇒ **収益を大幅に向上**



収穫

1 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて

(2) データの法的性質



「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版」経済産業省（令和元年12月）抜粋

➤ データは無体物

民法上、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない。知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合は（～中略～）限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られる。

➤ データ・オーナーシップについて

現在のところ法的な定義がなく、必ずしも「データに対する所有権を観念できる」という意味で用いられているわけではない。むしろ、データが知的財産権等により直接保護されるような場合は別として、一般には、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってデータの利用権限を取り決めた場合にはその債権的な地位を指す。

【参考】 知的財産に関する法律と契約が担う役割

AIの研究開発に
おいて生じるもの

法律で権利等として保護されるもの

法律で権利等として
保護されないもの

法律で決めることの対象外
となるもの

生データ
(例:提供データ、
創出データ)

入力データ
(例:サービス利用で入
力するデータ)

派生データ
(例:学習済みパラ
メータ)

農業関係者のアイデア
又はノウハウ

プログラム
(例:推論プログラム)

要件を満たせば営業秘密や限定提供データとして不正競争防止法により不正取得から保護

要件を満たせば著作権として
著作権法により権利が保護

要件を満たせば特許権として
特許法により権利が保護

著作権法に
より保護さ
れる

データ類、ノウハウは、
いずれの法律の要件を
満たさない場合には、
知的財産として法律上の
保護が受けられない

例
・創作性のないデータベースまたはデータ単体
・営業秘密等の要件を満たさないノウハウ
等

法律上の保護の有無に
かかわらず、以下の内容
は法律ではなく当事者が
決めることとされる。

- ・データ等の利用関係
- ・データ等の利用条件
- ・データ等の管理関係
- ・データ等の第三者提供
- ・データ等に関する責任関係

知的財産権が認められる場合には、保有者は法律上の保護を受けることができる

契約により決定しなければ、知的財産に関する提供者間の当事者の法律関係が決められない。

本ガイドラインはこの契約関係を適切に策定できることを目的として策定

(1) 知的財産に関する政策における位置づけ



「知的財産推進計画2018」(H30.6.12) <抜粋>

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(1) これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる

③ 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援

- ・ ICT等を活用して、幅広くデータの取得・共有・活用ができる農業データ連携基盤を整備すること等によって、「スマート農業」、「スマート林業」、及び、「スマート水産業」の実現に向けて取り組む。
特に農業分野においては、取得したデータを他者に提供・使用許諾する際の具体的な契約条項の雛形等の検討を行い、農業データ連携基盤等に活用できるデータ利活用・契約に関するガイドラインを作成する。
(短期、中期) (農林水産省)

(2) データ利活用編（農業分野におけるデータ契約ガイドライン）の検討体制

検討会

【体制】

(委員)

弁護士知財ネット、学識経験者、関係団体、ICT関連企業、関係省庁で構成

(専門委員)

農業知財に見識のある弁護士
経産省G L策定に参加した弁護士

(事務局)

農林水産省知的財産課

【検討内容】

有識者による議論を行い、農業分野におけるデータ提供・利活用に係るガイドラインを策定。ガイドラインには契約書の雛形も盛り込む。

【運営】

原則公開

省内検討体制

【体制】

省内関係部局の担当者が構成。

【検討内容】

補助事業の成果であるガイドラインを基に、農水省としてのガイドライン案を作成。

農業データ保護・利活用推進事業

【体制】

事業実施主体（野村アグリプランニング&アドバイザー）が、農業データ連携基盤協議会（WAGRI）や契約・知財等を専門とする弁護士等との連携の下、ガイドラインを作成。

【検討内容】

農業分野において、データの提供・利活用を行う際の代表的な類型を整理し、基本的な考え方や留意事項を取りまとめ。また、類型ごとに契約書の雛形案を提示。

【検討のポイント】

- ・ 経産省のガイドラインver2.0、不正競争防止法の改正内容との整合性を図る。
- ・ 関係機関や農業者へのヒアリング等を通じ、農業分野特有の課題を把握し、対応方針を検討。また、農業データ連携基盤参画企業等が円滑に導入できる内容となるよう検討。

検討会専門委員のリーガルチェックを受けつつ、事業者の成果を基に、農水省としてのガイドライン案を作成

アウトプット

農業データ契約ガイドライン
を策定・公表（平成30年12月）

周知・浸透

- ・ 農業データ連携基盤
- ・ 農業法人、農業者
- ・ 農機メーカー、ITベンダー 等

(3) 農業データ契約ガイドライン検討会の委員及び専門委員

委員（五十音順）

伊原 友己	三木・伊原法律特許事務所 弁護士
榎 淳哉	N E Cソリューションイノベータ株式会社 スマートアグリ事業推進本部長
岸本 淳平	公益社団法人日本農業法人協会 経営支援課長
小林 康幸	全国農業協同組合中央会 国際企画部 国際企画課長兼輸出・知財農業推進室長
小松 陽一郎	小松法律特許事務所 所長
神成 淳司	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
園田 秀二	株式会社クボタ 知的財産部 第一グループ長
田中 進	株式会社サラダボウル 代表取締役社長
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
平野 幸教	全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部 アグリ情報室長

専門委員（五十音順）

大堀 健太郎	ライツ法律特許事務所 弁護士
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
尾城 亮輔	GVA法律事務所 弁護士
内田 誠	iCraft法律事務所 代表弁護士

オブザーバー

仁科 雅弘	内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官
吉田 宏平	内閣官房 情報通信技術総合戦略室 内閣参事官
松田 洋平	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長
渡邊 佳奈子	経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長
光吉 一	農林水産省 大臣官房 総括審議官
松本 賢英	農林水産省 大臣官房 政策課技術政策室 室長
秋葉 一彦	農林水産省 生産局 技術普及課 課長

(4) データ利活用編（農業分野におけるデータ契約ガイドライン）について

データ契約に係るルール作りの必要性

- 近年、ビッグデータやA Iを活用してより生産性の高い農業を推進する取組が進展。
- 農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在せず、データ流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれから、農業者によるデータ利活用に際しての足かせとなっている。
- 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、契約のルール作りを早急に進める必要。

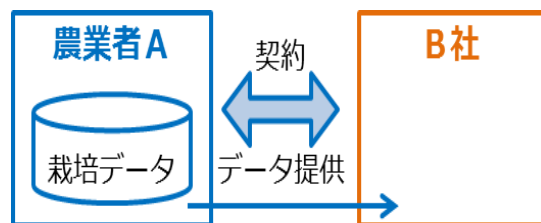
本G Lの検討に当たっての基本的な考え方

- データの利用に関する契約一般に幅広く適用され得る経済産業省の「A I・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編）」（以下「経産省G L」）を踏まえ、**農業分野の特殊性の有無について分析**し、本G Lに盛り込むべき事項を検討する。
- 農業分野の特殊性が認められる事項については、契約を締結するに当たって留意すべき事項等を検討し、必要な内容は**契約のひな形に盛り込む**。
- 農業関係者の理解が得られやすいよう、本G Lにおいては**農業現場の具体例等を盛り込む**。

契約類型を3つに整理し、それぞれについて、法的論点等とともにモデル契約書案等を整理

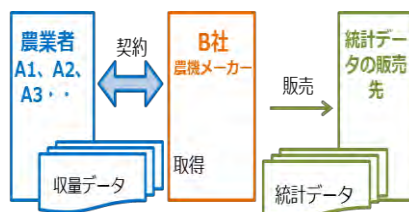
①「データ提供型」契約

データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する際に取り決める契約をいう。



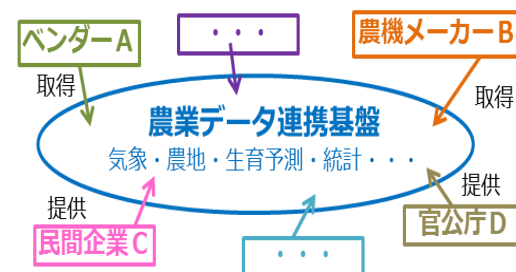
②「データ創出型」契約

複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限を取り決める契約をいう。



③「データ共用型」契約

プラットフォーム（P F）を利用したデータの共用を目的とする種類の契約をいう。



(1) 知的財産に関する政策における位置づけ



「知的財産推進計画2019」(R1.6.21) <抜粋>

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

③ データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

- ・ 2018年12月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、**熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の利用を促進するため**、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する**契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定**する。(短期、中期) (農林水産省)

(2) ノウハウ活用編（農業AI契約ガイドライン）策定の検討体制

実態調査（受託事業者）

- 農業AIサービス等の提供事業者やユーザー（農業者等）に対するヒアリング（農業AIサービス等の概要や利用状況、契約実態、農業者から農業AIサービスに対する意向等調査）
- 農業AIサービス等の利用契約等の確認
- 必要に応じて、アンケート調査や文献調査等を実施

報告

検討会

農業分野におけるAIの利用に関する契約ガイドライン検討会

期 間：令和元年7月～12月 3回程度開催

第1回（7月9日）：検討会の運営方針等を議論

第2回（9月11日）：ガイドラインのとりまとめ案（骨子等）及び
農業分野におけるAI導入事例等の検討

第3回（12月19日）：ガイドライン案を議論

運 営：原則公開

事務局：株式会社NTTデータ経営研究所（受託事業者）

委 員：弁護士、学識経験者、農業者・農業団体、AIベンダー・メーカー、
関係省庁で構成

アウトプット

農業分野におけるAIに関する契約ガイドラインを策定・公表

（３）農業分野におけるAIの利用に関する契約ガイドライン検討会の委員等

委員（五十音順）

<学識経験者>

尾崎 功一 宇都宮大学工学部 教授
 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部 教授
 寺澤 幸裕 伊藤見富法律事務所 弁護士
 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
 福岡 真之介 西村あさひ法律事務所 弁護士

<農業者・農業団体>

大山 寛 有限会社サンファーム・オオヤマ 会長
 岸本 淳平 公益社団法人日本農業法人協会 経営支援課長
 小林 康幸 全国農業協同組合中央会国際企画部 輸出・知財農業推進室長
 平野 幸教 全国農業協同組合連合会耕種総合対策部 スマート農業推進室長

<メーカー・AIベンダー>

休坂 健志 株式会社オプティムインダストリー事業部 執行役員
 砂子 幸二 富士通株式会社スマートアグリカルチャー事業本部Akisai事業部 エキスパート

オブザーバー

小林 英司 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官
 村上 聡 内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付 参事官
 田邊 光男 内閣官房 情報通信技術総合戦略室 内閣参事官
 松田 洋平 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課長
 渡邊 佳奈子 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室長
 浅川 京子 農林水産省 大臣官房 総括審議官
 尾崎 道 農林水産省 食料産業局 知的財産課長
 松本 賢英 農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室長
 今野 聡 農林水産省 生産局 技術普及課長
 犬塚 明伸 農林水産省 生産局畜産部畜産振興課 畜産技術室長
 原田 久富美 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究統括官（生産技術）
 中野 明正 農林水産省 農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤・環境）室 研究調整官（ゲノム・基礎・基盤）
 本島 邦明 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 総括調整役兼農業情報研究センター長

（４）ノウハウ活用編（農業分野におけるAIに関する契約ガイドライン）について



- 有識者（農業者、ベンダ、弁護士等）から構成される「農業分野におけるAIの利用に関する契約ガイドライン検討会」（３回開催）での議論を踏まえガイドラインの内容を検討。

対 応

- データや成果物の関係者間の利用権限等の設定に当たり必要な合意事項をはじめ留意すべき点についてチェックリスト、イラスト等を用いて分かり易く解説。
- 国や自治体の公的支援を受ける研究開発は、農業の競争力強化という目的を踏まえ、成果物やデータ等の利用範囲が特定の産地内に制限される場合があることについて解説。
- データ提供の可否を含め、利用契約の確認事項をチェックリスト形式で解説。

農業分野におけるAIの利用に関する 契約ガイドライン検討会の主な意見等

- ✓ガイドラインの主な想定読者は農業者。
- ✓合意すべき事項等をまとめたチェックリストがあると良い。
- ✓農業者の技術やノウハウを海外流出させないことについて記載すべき。
- ✓ノウハウ等について、農業者に守る手法を認知してもらうと同時に許諾により利益を得る仕組みがあることを知ってもらうことは大切。
- ✓農業者がAIサービス利用時に、事業者に対しデータ提供をするかどうか選択できるようにする必要がある。

(5) ノウハウ活用編（農業分野におけるAIに関する契約ガイドライン）の契約の分類

【研究・開発段階】

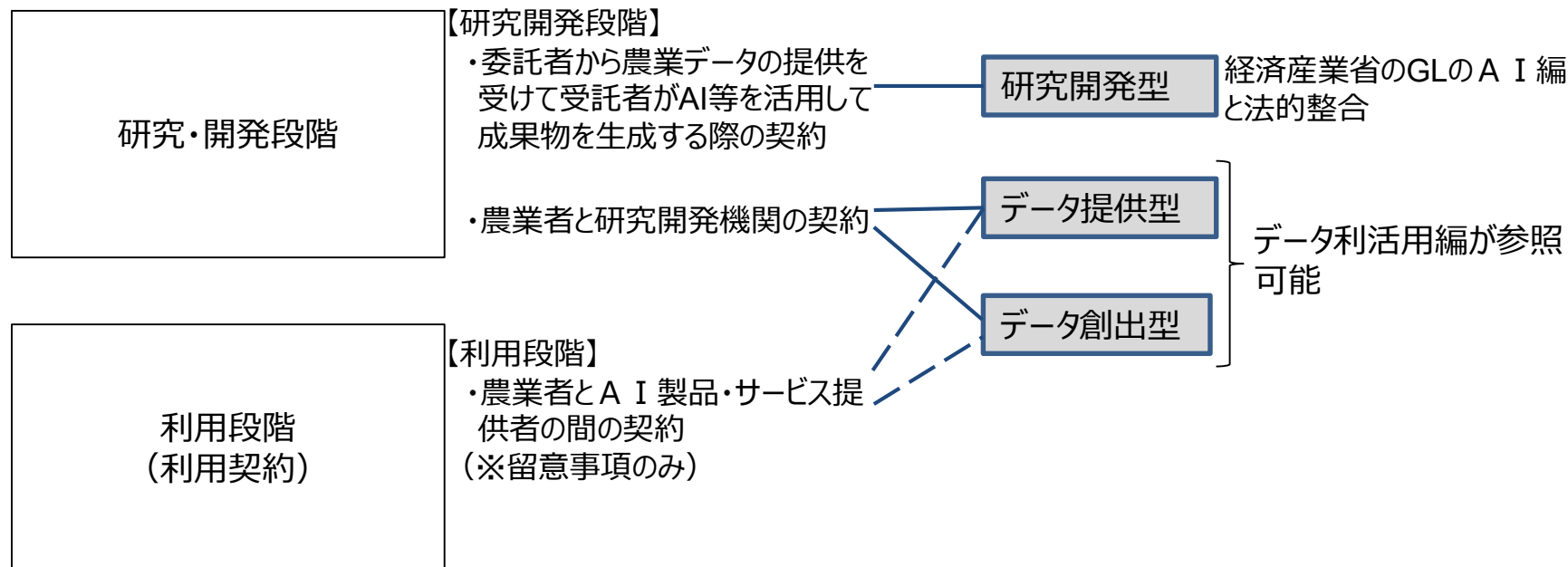
- 研究・開発の委託者（公的機関、民間事業者等）と受託者（民間事業者等）の間の契約については、経済産業省の「A I・データ契約ガイドライン（GL） A I 編」と法的整合性を図りつつ、農業分野の特殊性※を踏まえ、契約上の留意点及びひな形（研究開発型）を解説。
- AIの研究・開発に当たり必要となる学習用データに係るデータ契約を農業者等と締結する際に、「データ利活用編」が参照可能だが、AIの技術特性（ノウハウが化体した成果物が生成されうる）を踏まえて見直し。

【利用段階】

- A I 製品・サービスについてはビジネスの形態が多様であり、契約ひな型は示していないが、基本的には「データ利活用編」が参照可能。

ノウハウ活用編で扱う契約

契約の類型



※農業分野の特殊性：企業中心の工業分野と異なり、生産部会等の法人格を有しない主体の構成員で、ノウハウを含むデータを共有している場合が多い。

4 モデル契約書案について

(1) 農業分野におけるA I・データに関する契約の分類



データ提供型契約

- データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する場合に取り決める契約

データ創出型契約

- 複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限を取り決める契約

研究開発契約

- 委託者から農業データの提供を受けて受託者がAI等を活用して成果物を生成する際の契約

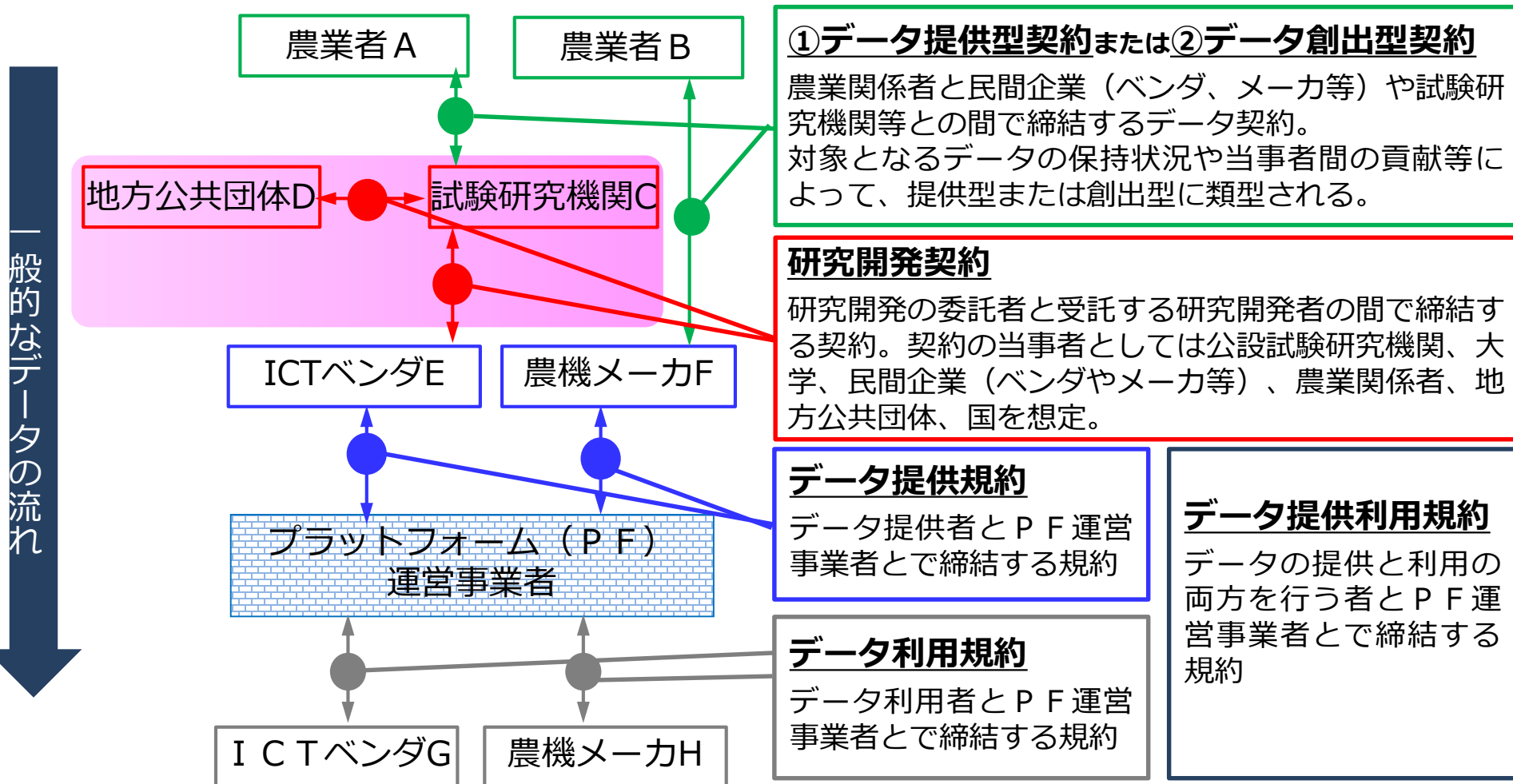
データ共用型契約

- プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする種類の契約

(2) データを扱う契約の全体のイメージについて

- 農業関係者が提供または創出させたデータをベンダやメーカ等がプラットフォームに共有させ、第三者のベンダ等にデータ共有させるといった一般的なデータの流通に研究開発段階におけるデータの利活用を加えた契約または規約の全体イメージは以下のとおり。

<イメージ>



(3) 海外流出防止対策に関する規定

基本的な考え方（目的規定による制限）

- データ利活用編の目的規定を踏襲し、国内（の特定地域）で当該農業データが利用されることを前提とした契約が締結されることを推奨するとともに、海外流出防止対策の点について更に踏み込んだ規定を追加すべく、**第三者提供先については、競争力強化の観点から国内（の特定地域）の第三者への提供に制限する場合がある旨**等を契約ひな型で明記。
＜国外の第三者への提供を制限する規定の例＞
「開示、提供等先となる第三者については、本研究開発における政策的な目的などの観点から、●●地域内での利活用を行える第三者に限定する。」
- 上記を担保するため、**データ等の目的外利用、データ提供者の許諾を得ない第三者提供等の契約違反により、データ提供者に損害が生じた場合に損害賠償の予定がある旨**等を契約ひな型で明記。
- 農業関係者により構成される**法人格を持たない組織（生産部会等）内でのAIモデルの成果に対する利用権限と外部（海外含む）へのライセンス提供の権限の分担等について予め取り決めておく**こと等について留意事項として記載。

提供データ等の利用許諾又は譲渡（提供型第3条／創出型第3条関係）

- データ提供者のみに提供データ（農業関係者のノウハウを含む）等の利用権限が帰属することを前提に、**事前のデータ提供者による書面の同意が無い限り、第三者への提供を認めない旨**を規定。また、国（或いは自治体）の事業による研究開発によるものである場合は**競争力強化の観点から提供先を国内（の特定地域）の第三者に限定**する規定を例示。（提供型第3条第3項／創出型第3条第4項）

提供データ等の管理（提供型第8条関係）

- 派生データ等（著作物（AIを活用した推論プログラム等）を含む）の利用権限をデータ提供者も有する**ことを前提に（第11条関係で詳述）、**提供データ等（農業関係者のノウハウを含む）のみならず、派生データ等もデータ受領者に「善良な管理者の注意をもって管理・保管」させる旨**を規定。（第8条第1項・第2項）

データ漏えい等の場合の損害賠償の請求（提供型第8条・第11条／創出型第3条関係）

- 提供データにはノウハウが潜在的に含まれるものであり、派生データにはノウハウが化体した推論プログラムが含まれる場合がある。これらの経済的な価値の算定は困難であり、データ提供者において損害を立証することは難しいとされることから、**データ漏洩等が生じた場合は、データ受領者は予め決めた違約金を支払う義務を負う旨**を規定。（提供型第8条第4項（提供データ）・第11条第11項（派生データ）／創出型第3条第6項（提供データ））

AIの研究開発の成果物の利用条件（研究開発型第18条関係）

- 成果物には、熟練農業者のノウハウが化体したAIモデル等が含まれる場合があり、その利用条件について、農業関係者への配慮や国や自治体の資金の投入目的等を踏まえた内容とする必要があることから、競争力強化の観点から、国内（の特定地域）の農業関係者の生産支援等を行うための利用に限定され、国外の第三者への提供が制限される場合がある旨**を例示。（第18条の別紙「利用条件一覧表」）

【参考】関連する契約ガイドラインの関係（イメージ）



例
得と過程についてはデータ利活用編を参照。
必要に応じて相互に参照

分野			
農業分野	他分野		
農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン （農林水産省（令和2年3月公表予定）） ノウハウ活用編 [AIを含むICTを活用した研究・開発、利用の 各段階のノウハウを含むデータや知的財産権 の利用権限等に係る契約を網羅]	AI・データ契約ガイドライン1.1版 （経済産業省（令和元年12月）） A I 編 （第1版（平成30年6月）からの変更点なし）	AI など	契約ガイドラインの対象
農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン （農林水産省（令和2年3月公表予定）） データ利活用編 [農業分野におけるデータ契約ガイドライン （平成30年12月）の改訂]	A I・データ契約ガイドライン1.1版 （経済産業省（令和元年12月）） データ編 1.1版 （第1版（平成30年6月）の改訂）	データ	

関連情報・お問合せ先 一覧



<関連情報>

1 農林水産分野の知的財産関連のウェブサイト

(1) 農林水産省の知的財産・地域ブランドに関連する情報

URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>

(2) 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて

※ 右のQRコードからアクセス可能 →

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>



2 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）のウェブサイト 知的財産相談・支援ポータルサイト

URL : <https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/type.html>

<農林水産省 食料産業局facebookにて情報発信>

URL : <http://www.facebook.com/maff.shokusan/>

<農林水産省食料産業局知的財産課 お問合せ先>

代表 : 03-3502-8111（内線4287）

ダイヤルイン : 03-6738-6442